

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No.7
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 キャンターフィッツジェラルド証券株式会社
代表取締役社長 村田 光央
【住所又は本店所在地】 東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階
【報告義務発生日】 令和4年12月8日
【提出日】 令和4年12月12日
【提出者及び共同保有者の総数
(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと及び株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	カルナバイオサイエンス株式会社
証券コード	4572
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド アンド コー (Cantor Fitzgerald & Co.)
住所又は本店所在地	米国 10022 ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト59番ストリート 110 (110 East 59th Street, New York, NY USA 10022)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成4年9月25日
代表者氏名	マーク・カブラン
代表者役職	グローバル・チーフ・オペレーティング・オフィサー
事業内容	証券業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 証券業務部 証券業務部長 中島 有子
電話番号	03-4589-9221

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 4,742,300	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,742,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,742,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		4,742,300

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年12月8日現在)	V	13,668,300
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		25.76
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		9.28

(注) 発行済株式等総数は、発行者が令和4年11月8日に提出した第20期第3四半期報告書に記載された令和4年11月8日現在の発行数を記載しております。ただし、同四半期報告書によると、かかる発行数には、令和4年11月1日から同四半期報告書提出日である令和4年11月8日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていないとのことです。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年12月8日	新株予約権証券(第20回)	3,386,500	18.39	市場外	取得	3.31

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

< 第19回新株予約権 >

発行者と提出者は令和3年7月30日付の第19回新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、第19回新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を一定期間保有する意向を有する、提出者又はその関係会社が海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。以下同じ。）であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である。

第19回新株予約権の譲渡（但し、Cantor Fitzgerald Europeを除く。）の際に発行者の事前の書面による承諾が必要である。発行者は、第19回新株予約権の払込期日から3か月を経過した日以降、いつでも、提出者による第19回新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができる。

< 第20回新株予約権 >

発行者と提出者は令和4年12月8日付の第20回新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、第20回新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を一定期間保有する意向を有する、提出者又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である。

第20回新株予約権の譲渡（但し、Cantor Fitzgerald Europeを除く。）の際に発行者の事前の書面による承諾が必要である。発行者は、第20回新株予約権の払込期日から3か月を経過した日以降、いつでも、提出者による第20回新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができる。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	19,209
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,209

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地